

舟形町公共下水道事業経営戦略

特定環境保全公共下水道事業

平成29年3月

舟形町地域整備課生活環境班

目 次

第1章 下水道事業の現状と課題

(1) 行政人口と需要	1
(2) 下水道施設	1
(3) 災害・危機管理対策	1
(4) 下水道事業の経営	1
(5) 不明水の実態把握	2
(6) サービス	2
(7) 人材育成	2

第2章 経営の基本方針

(1) 快適な暮らしの実現	2
(2) 安全で安心な暮らしの実現	2
(3) 安定した経営基盤の確立	2
(4) 町民参画の推進	3

第3章 計画の期間

第4章 投資・財政計画

○投資・財政計画（収益的収支）	4
○投資・財政計画（資本的収支）	5
(1) 投資についての説明	6
(2) 財源についての説明	6
(3) 投資・財政計画の前提条件	6

第5章 効率化・経営健全化への取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項	7
(2) 加入促進への取組	7
(3) 広域化に関する事項	7
(4) 不明水対策の推進	7
(5) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	7
(6) 資金不足比率の見直しに関する事項	8
(7) 資金管理・調達に関する事項	8
(8) 情報公開に関する事項	8

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性	8
(2) 公営企業として実施する必要性	8

(別紙)

平成27年度決算 経営比較分析表	9
------------------	---

舟形町公共下水道事業経営戦略

山形県最上郡舟形町
公共下水道事業特別会計

第1章 下水道事業の現状と課題

(1) 行政人口と需要

当町の人口は、国立社会保障人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末5,698人から平成37年度末には4,817人となる見込みです。

平成27年度末における下水道の計画人口が2,960人、処理人口が2,509人で下水道整備は完了しており、また水洗化人口は2,167人で水洗化率は86.37%となっており、順次普及を進めています。

有収水量については、水洗化を促進することにより増加する一方で、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、町民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、減少傾向にある状況です。また、大口の利用者については、社会情勢や景気に影響されるところもあり、その動向も注視していく必要があります。

(2) 下水道施設

当該事業は平成15年度に供用開始し、舟形、一の関、経壇原、紫山、沖の原、向山、西堀、木友地区を一体とした「特別環境保全公共下水道」事業として運営しております。

下水道計画区域内の整備はすでに完了しているため、今後は点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

この施設は、污水处理施設として「周辺環境の改善」、「トイレの水洗化」、「川・湖沼等の水質保全」を図る役割がありますので、適正に維持管理していく必要があります。

(3) 災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し町民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、当町では「舟形町公共下水道事業継続計画（BCP）」を策定して、災害に対する予防及び復旧体制を確立し、日本下水道事業団との災害時支援協定を締結することで災害時の危機管理対策を図ります。

※事業継続計画（BCP）

災害等の影響によって施設機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画。

(4) 下水道事業の経営

事業開始から約14年が経過した現在、維持管理面においては老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えています。

それらを滞りなく実施していくため、今後も財政的に多額の支出が必要となることが見込まれます。

それに対し、収入面においては、有収水量の将来的な増加は見込めないことから使用料収益の増収が期待できないため、今後、事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に対策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(5) 不明水の実態把握

現在の有収率は高い水準を維持しておりますが、今後は老朽化により管路の破損等で地下水や雨水などの侵入による不明水の増加も考えられます。

早期に管路の破損等を発見するために、日頃から処理場施設への流入データと降雨データを比較検討しておくことで、雨水の影響によるものか、管路の破損等によるものなのかを判断できるよう実態を把握しておく必要があります。

(6) サービス

使用料に係る検針業務は農業集落排水事業と共に簡易水道事業に委託しており、窓口対応、徴収などの業務についても、簡易水道事業に委託しております。平成 29 年度より簡易水道事業が水道事業に移行する予定ですが、検針、徴収業務に関しては今後も引き続き水道事業に委託する予定です。

また、情報公開については、広報誌やホームページを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めています。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

(7) 人材育成

町全体の職員定員適正化計画に沿った職員配置となっているため、業務のノウハウや技術の継承が課題となっています。

研修を受講するなどして職員の技術力を確保していく必要があります。

第2章 経営の基本方針

(1) 快適な暮らしの実現～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

○水環境の保全に向け、今後も下水道への接続を促進するため戸別勧誘を継続していきます。

(2) 安全で安心な暮らしの実現～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・業務継続計画～

○※ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し適正な維持・更新をしていきます。

※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

(3) 安定した経営基盤の確立～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

○※PDCAサイクルによる持続的な※スパイラルアップを実践していきます。

※PDCAサイクル

事業における管理業務を Plan（計画）→D o（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

※スパイラルアップ

PDCA サイクルを重ねることで、継続的な改良・向上を図ること。

○※下水道汚泥については、現在、全量ペレット燃料への再利用を実施しておりますが、今後も継続

して再利用していく予定です。

※下水道汚泥の再利用

脱水した下水汚泥を肥料やペレット等へリサイクルすること。

○ 職員の資質向上を図るため、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加します。また、それから得た技術・知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

(4) 町民参画の推進～町民理解の促進と町民と共につくるきれいな舟形～

○小学校等の施設見学の促進や下水道教室を開催し、環境教育の強化を図ります。

○町民の方が何を望んでおられるかを把握し、より良い下水道運営を目指します。

第3章 計画期間

平成29年度から平成39年度までの10年間とします。

また、経営状況を確認し、随時見直しを実施します。

第4章 投資・財政計画（別紙）P4～P5

(1) 投資についての説明

当町はすでに下水道整備事業が完了しており、今後 10 年間の投資の内容はストックマネジメント計画による下水道施設の長寿命化事業が主なものとなります。

(2) 財源についての説明

【収益的収入】

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。

そのうち使用料については、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しておりますが、更なる下水道接続率の向上に努めることで減少率を抑えていきたいと考えています。

そのため、今回の計画期間内では水洗化促進が優先する課題と捉え、使用料の改定を見込んでいません。将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。

また、一般会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと国が示す繰出基準に基づく繰入となっています。

下水道事業は投下資本が巨額のため単年度の費用に占める資本費の割合が大きいことから、一般会計繰入金の額が大きくなっています。

しかし、整備事業が終了し、企業債の借入も現在をピークに減少していくことから、今後資本費は段階的に縮小していく見込みとなっています。

そのため、一般会計繰入金についても今後は徐々に減少していく見込みとなっています。

また、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な調査、補修することで、施設の老朽化に伴う修繕・改修費用の大幅な増加を抑えていきたいと考えております。

【資本的収入】

資本的支出（投資）に係る財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の 1/2 程度見込んでいるほか、企業債の借入での財源確保を見込んでいます。また、企業債の償還については、一般会計繰入金と平準化債の借入れにより充当する形となっています。

一般会計繰入金については、企業債償還に係る繰出基準分に加え、経営の安定を図るため基準外での繰入金を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成 27 年度までの実績とともに、平成 28 年度の決算見込みを考慮し、算定しています。

使用料収益は、人口減少等を考慮した将来の水需要に基づくものとなっています。

なお、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとし、修繕費については平成 27 年度までの実績をベースとしながら、緊急的な修繕に備えた金額を加算しています。

また資本的収支については、建設改良費の平準化を考えた投資計画としています。

第5章 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項

○組織・機構・人員の適正化

事業規模や業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。
また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

○職員研修の充実

在籍する職員には下水道に係る専門知識に加え、経営感覚の向上や今後以降するであろう企業会計に対する専門知識の習得なども求められます。

今後は、これまで以上に各種研修に積極的に参加していくことで更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

(2) 加入促進への取り組み

○効率的な普及促進

水洗化促進のため、下水道接続調書を整備して接続対象世帯等の情報を把握することで、より効率的な接続への呼び掛けを行っていきます。

また、接続できない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の水洗化促進事業に反映していきます。

(3) 広域化に関する事項

当町の下水道は町単独の処理場により下水処理を行っていますが、管内 7 市町村の広域連携による、最上圏域下水道共同管理協議会を組織して浄化センター管理の一括発注することで、維持管理費用の負担軽減を図っております。

(4) 不明水対策の推進

不明水は、経営の悪化の原因になるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されますが、現在の有収率は、高い水準を維持しております。

しかし、不明水が多くなった場合は処理費用や流域下水道負担金にも影響するため、不明水調査を実施し、費用対効果を総合的に判断した上で効率的な不明水対策を実施します。

(5) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

○水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口の包括的委託

舟形町簡易水道会計が企業会計に移行することで、使用料に係る各業務は、民間企業に包括的に委託する予定であることから、窓口サービスの拡大や収納率向上の効果等が見られたことから、今後も委託内容の改善を図りながら、包括的業務委託を継続していきます。

○施設の包括的委託

処理場や※マンホールポンプ等の施設に係る管理、保守点検業務等については、建設当初から民間企業に委託していますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は、全て町の職員が

状況を確認したうえで調達事務等を行っております。

今後は、水道事業で実施予定の包括的民間委託の成果を踏まえ、包括的民間委託等を検討していく予定です。

※マンホールポンプ

自然流化が困難な場所においてポンプを利用して汚水を流すもので、マンホールに入るようにコンパクト化したポンプ設備。

(6) 資金不足比率の見直しに関する事項

現時点においては地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう※経営比較分析表により経営の現状と課題と適格かつ簡明に把握し、財政状況の健全化に努めます。

※経営比較分析表（平成 27 年度決算）P9

経営及び施設の状況を表す経営指標で、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析表。

(7) 資金管理・調達に関する事項

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため、使用料を確実に徴収すると共に、国庫補助や企業債等の資金を的確に調達してまいります。

使用料に係る検針・徴収・窓口業務を簡易水道事業に事務委託しており、使用料の収納率向上、滞納整理の強化をはかることができました。簡易水道事業の水道事業への移行に伴い、今後は水道事業へ事務委託する予定です。

(8) 情報提供に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、町民の皆様の理解と協力が不可欠な事業です。このことから、利用者に対し、町ホームページや広報誌などにより、伝えたい重要な情報について分かりやすく伝えていくよう、また、住民ニーズに十分に応えることが出来るよう情報提供に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当該事業を実施する意義として、地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することにより周辺地域の主に衛生面での生活環境を改善することや、生活排水等を週末処理場により処理したのちに河川等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されることなどが挙げられます。

地域住民の快適で衛生的な生活を確保するために必要不可欠なサービスであると考えます。

(2) 公営企業として実施する必要性

当該事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できないこと、また、日常生活の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要性があると考えます。